

【様式10-1】

平成21年度契約事前点検結果【前回競争性のない随意契約】

独立行政法人名 土木研究所

(単位:円、人)

No.	契約名称及び内容	前回の契約等の状況(注7)												点検、見直し後の契約等の状況											事前点検前(自ら)前回より改善することとした内容(注8)							点検結果							備考
		契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注13)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数(注14)	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠全文及び理由	競争性のない随意契約によることとした理由	競争性のない随意契約によることとした理由の根拠区分	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定が現時点で移行困難な理由	競争性のある契約への移行予定の有無	競争性のある契約への移行予定が現時点で移行困難な理由	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公益法人等(注13)	契約方式(注4)	応札・応募者数(注6)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数(注14)	競争性のある契約への移行	競争性のある契約へ前倒し(注9)	その他見直し	左記の具体的内容(変更点なしの場合その理由)	公益法人等との再委託に関するもの(注12)	契約価格の妥当性に関するもの(注12)	契約価格の妥当性に関するもの(注12)	契約価格の妥当性に関するもの(注12)	指摘事項等に対する具体的取組	公益法人等との再委託に関するもの(注12)	予定価格の設定に関するもの(注12)	点検の結果、選定された契約方式(注10)	
	該当なし																																						

(注1) 点検の対象となる案件は、平成21年度末までに調達予定の案件で、前回競争性のない随意契約であったものとする。

(注2) 単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注3) 予算決算及び会計令で定めている額以下の予定価格で随意契約(いわゆる少額随意)とするものは除く。

(注4) 契約方式については、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」「競争性のない随意契約」に分類して、記載する。なお、公募については、公募の結果、随意契約(企画競争除く)になったもののみ計上する。

(注5) 競争性のある契約とは(注4)により分類した、「一般競争契約」「指名競争契約」「企画競争」「公募」のこととする。

(注6) 競争性のある契約について応札者数、応募者数を記載する。

(注7) 当該契約の前回契約について、平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請した、様式1又は様式2に掲載されている内容を記載する。(区分については、別添区分表の番号を記載すること。)

(注8) 該当する見直し欄いづれか1箇所に「○」を記載し、具体的な内容を記載すること。

(注9) 平成21年1月6日行政管理局発出事務連絡で公表を要請した、様式1に掲載している契約について、移行年限を前倒しすることとしたものについて記載。

(注10) 点検の結果、指摘を受けた場合、当該契約において本来あるべき契約方式を(注4)の分類で記載すること(複数の可能性がある場合、1「一般競争契約」、2「指名競争契約」、3「企画競争」、4「公募」、5「競争性のない随意契約」の優先順で1つを記載すること。複数記入不可。)

(注11) 「見直し区分」欄には、見直し事項等を、1「競争性のある契約に移すべきもの」、2「競争性のある契約に移行前倒しすべきもの」、3「その他の見直し」と分類し、その番号を記載すること。(様式9-1)の数値と整合性を取ること。

(注12) 「事前点検前(自ら)改善することとした内容」欄に「契約監視委員会等からの指摘事項」、「指摘事項等に対する具体的取組み」において、公益法人等との契約における再委託に関する内容及び契約価格の妥当性に関する内容が含まれる場合は、具体的内容を記載した上、「公益法人等との再委託に関するもの」及び「契約価格の妥当性に関するもの」欄にそれぞれ「○」を記載すること。

(注13) 契約相手が公益法人等の場合は「○」を記載すること。公益法人等とは、独立行政法人会計基準に示される「特定関連会社」、「関連会社」及び「関連公益法人」並びに「関連公益法人以外の公益法人(特例民法法人、(公益、一般)社団法人、(公益、一般)社団法人、社会福祉法人、NPO、技術研究組合等)」をいう。

(注14) 契約方式が随意契約(企画競争、公募含む)で契約相手方が(注13)の公益法人等である場合、当該公益法人等に当該独立行政法人の常勤職員であったものが、役員として、契約締結の時点在籍していれば、その人数。